国内ご旅行条件書

1.お申し込み

電話またはチラシ記載の旅行代理店窓口へお申し込み下さい。
代金は旅行出発の8日前までにお支払頂きます。
旅行契約は代金を頂いた際に成立するものとします。

2.旅行代金の適用

各コースに明示された旅行代金は、特に注釈のある場合を除き大人1人様の旅行代金となります。また、小人旅行代金は満4歳から,小学校のお客様に適用し、幼児旅行代金は0歳から3歳のお客様に適用となります。

3.旅行代金に含まれているもの

旅行日程に明示した次の費用は、旅行代金に含まれています。
利用する運送機関の運賃・料金・宿泊料金・食事料金・観光料金（入場料・ガイド料等）。

4.旅行代金に含まれていないもの

旅行日程に明示されていない飲食料金及びそれに伴う税、サービス料、チップ、超過手荷物料金、クリーニング代、電話代、チップ等の個人的性質の諸費用。傷害、疾病に関する医療費。希望者のみ参加のオプショナルツアー（別途料金に旅行）の料金等。

5.当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は契約を解除することがあります。

（1） 旅行開始前の解除

①天地災害、運送機関などにおける争議行為、その他当社の管理できない事由により旅行書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。
②所定の期日までに旅行代金をお支払いいただけなかったとき。
③募集広告に表示した最小催行人員（時に記載がない場合は25名様）に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の14日前（日帰り旅行の場合は10日前）までにお客様に通知します。

（2） 旅行開始後の解除

①お客様が病気、その他の理由により旅行の継続に耐えられないとき。
②お客様が旅行を安全にかつ円滑に実施するための添乗員の指示に従わないなどの団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
③天地災害、暴動、運送機関等における争議行動その他当社の管理その他当社の管理出来ない事由により、旅行の継続　が不可能になったとき。

6.取消料

お申し込み後、お客様のご都合で旅行を取消される場合は、旅行代金にたいしておひとりにつき下記の　取消料をいただきます。

21日前まで	20日前～8日前まで	7日前～2日前まで	前　日	当　日	旅　行開始後
無　料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

下記の場合は取消料はいただきません。

①旅行内容に以下に例示する重要な変更が行われたとき。
a旅行開始日または終了日の変更
b観光地、観光施設、その他の目的地の変更
c交通機関の種類または運送会社も変更
d運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
e宿泊施設の変更
f宿泊施設の客室、施設、景観の変更
gツアータイトル中に記載のあった事項の変更
②旅行代金が増額されたとき。
③当社が確定日程表を期日（表記の日）までに交付しない場合。
④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

7.特別補償

当社の責任の有無にかかわらず旅行企画･実し旅行契約約款特別補償規程により、お客様が主催旅行参加中にその生命、身体に一定の損害を受けられた時は、あらかじめ定める額の補償及び見舞金をお支払いいたします。

8.当社の責任

当社は、当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。但し、次のような場合は原則として責任を負いません。天地災害、暴動、運送、宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不通またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

9.旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件及び旅行代金は令和4年1月1日現在を基準とします。

個人情報の取り扱いについて

株式会社富士交通及び受託旅行業者は、旅行申し込みの際に提出されたご芳名、住所、電話番号等はお客様の旅行に必要な交通機関や宿泊機関に提供する以外、同意なく第三者に提供することはございません。
またご旅行後もお客様に最適なご旅行情報を提供するため、安全にこれを管理し、お客様からのご要望に応じて修正・削除等を実施することで、常に正確かつ最新となるように努めます。

旅行企画・実施
石川県知事登録旅行業第2-96号
株式会社富士交通
旅行事業部
総合旅行業務取扱管理者
谷 口 利 之
〒920-0841　石川県金沢市浅野本町二150番地
TEL ： 076-252-8111（代）
FAX ： 076-251-4126
URL ： http//www.fujikotsu-bus.com
e-mail ： info@fujikotsu-bus.com